事業部からの
情　報

みらいプランの活用を

長引くコロナ禍において従来の事業内容では事業継続に不安感を感じられているお客様少なくないと思います。また、逆に「今はなんとかなっている」または「ある程度の波は来ているけれど、アフターコロナにおいては不安がある」というお客様も少なくないようです。そのような中、思い切って隣接異業種や新分野への事業転換へのチャレンジも一つの選択肢としてあると思われます。

事業活動において今般の影響でもっとも大きなものは、従来の経験が役に立たないと思えることです。確かに「これまで経験したことがない」という意味では、そうかも知れません。しかし、私がお客様にお伝えしているのは、「自社の商品（製品）・サービスでも、隣接異業種でも、他の事業でも、必ずお客様は何らかの不満（満たされないもの）をもっていると考えその改善策を提供してみる」というものです。例えばITの世界でも現在リーディングカンパニーといわれる会社はいずれも後発企業です。先行事業の不満点を徹底的に研究し、解決策を発表しユーザーを獲得しています。クレームや不満はビジネスの母と言えるかもしれません。そのような世界的企業でなくても、「こんな製品（商品）、サービスがあったらいいな」と探してみたら、すでに先発企業が3社くらいあったという事業でも、一工夫加えて先発企業の不具合を解消してみたら、そこが切り開いた市場でビジネスとして十分に成り立つという事例もあります。

商売の原則に立ち返れば、今の事業の中でも、そして隣接異業種でも、異業種への転換でも乗り切るヒントは必ずあると思います。

現在第３次公募が行われている事業再構築補助金（補助額100万円～ 6000万円）という制度はそういう中小企業を補助金という形で国が応援する制度です。決算検討会開催時に当社提供の「みらいプラン」（単年度計画）を３年から5年の計画へと練り上げて応募するという形になります。ぜひご検討ください。

コンサルティング室　　弥永巧児

事業再構築補助金　検索

原水爆禁止2021年世界大会

今年はZoomによる集会を開催します。

昨年はコロナ禍により、YouTube配信で行われた原水爆禁止世界大会。今年も残念ながら集会会場での大会は行えませんが、Zoomウェビナーによる集会が行われることになりました。

大会では今秋の国連総会や来年前半に予定されている核不拡散条約(NPT)、核兵器禁止条約の会議に向けて、世界各国で進められている取り組みを交流します。

テーマごとに参加できます。参加申込については原水爆禁止2021年世界大会サイト「QRコード」をご確認ください。

第一経営では毎年、労働組合と協力し所員を大会に派遣していますが、今年も集会が行われませんので派遣は見送りとなりました。

2021年世界大会サイト

原水爆禁止2021年世界大会日程

8月2日(月)	10：00～12：30	国際会議
8月3日(火)	10：00～12：00	映像のひろば
	14：00～16：00	核兵器と原発
8月4日(水)	14：00～16：00	枯葉剤被害60年・被害者との連帯
8月5日(木)	14：00～16：00	沖縄連帯・外国軍事基地問題
8月6日(金)	10：00～12：30	ヒロシマデー集会
	14：00～16：00	ヒロシマから世界へ、被爆者との連帯のつどい
8月7日(土)	10：00～12：00	非核・平和のアジアと運動の役割
	15：00～17：00	考えよう、核兵器・経財・環境
8月8日(日)	14：00～16：00	核兵器のない平和で公正な世界を、取り組みの交流
8月9日(月)	10：00～12：30	ナガサキデー集会
	14：00～16：00	ナガサキから世界へ、被爆者との連帯のつどい

BOOK 私のおすすめ

バブル崩壊後、日本が失われた30年を過ごしている間にここまで世界と差がついていた。そんな現実を突きつける一冊だ。

日本は既に一人当たり購買力平価GDPで韓国に抜かれ、物価水準は中国やタイより低いと言われたら多くの日本人は、そんなバカな!?　と思うかもしれない。しかしそれが現実である。この20年で日本人だけが所得が上がらず物価も低いままなのだ。コロナ前に外国人観光客が日本に押し寄せていたのは、日本が魅力的だからだけでなく「安い」からだ。

日本人の所得が上がらないのはなぜか？ その理由も本書に書かれている。ネタバレになるので割愛するが、なるほどな…とうなずける内容である。また、「安いニッポン」に生じている問題も深刻なものがある。

読了して思ったのは、こんな日本に誰がした？ まぎれもなく我々日本人であり、更に言えば政治の責任と言わざるを得ない。解決には国民的合意や痛みを伴う人への手当が必要だが、それができていない。日本人の政治力が問われているといえる。

川越事務所　酒井　章太郎

安いニッポン「価格」が示す停滞

中藤　玲　著
日経BP

編集後記

今年も暑い夏がやってきました。コロナ禍で迎える２度目の夏です。マスクをつける生活にはすっかり慣れてきましたが、この時期のマスクは、やはり、つらく感じます。感染対策も大切ですが、早くも熱中症による救急搬送のニュースが聞こえてきています。自粛生活で、体力も低下気味。例年以上に熱中症への注意が必要ですね。仕事中も適度な休憩、水分補給を忘れずに、元気に夏を乗り越えたいものです。

熊谷事務所　園田典子

表紙写真

越生町の黒山三滝

ぐる～ぷ１の異業種交流組織「ｇ１ねっと」（ジーワンネット）の納涼会企画で毎年散策していました。（写真は2017年）

明治時代以降避暑地として栄え、現在ではハイキングコースの穴場スポットです。コロナ禍が収束しまた散策が楽しめる時を心待ちしています。

本部事務所　山中信一

発行　株式会社　第一経営相談所
〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町 1-332
経営本部　総務部
TEL 048(650)0101
ホームページ　http://www.daiichi-keiei.com/

表紙の写真募集
担当者（山中・吉田）にご連絡下さい。

第一経営

㈱ 第一経営相談所
税理士法人 第一経営
社労士法人 第一経営

2021年夏号
No.173

経営理念　私たちは、お客様とそこに働く人々の夢と幸せを実現するために行動します。

- 納税者の権利を守り、中小企業と国民が主人公の税制をめざします。
- 中小企業の経営の発展と、平和で豊かな地域社会をつくることに貢献します。
- 中小企業家の多面的な要求解決のために努力します。
- 私たちは共に成長し、働く喜びを実現します。

Contents

P2 …… 特集　第一経営・ぐる～ぷ１第32回定期総会
P3 …… 税務情報（インボイス制度に関する登録申請について）
P4 …… お客様紹介（haberu＝はべる様）／コロナ情報（月次支援金申請開始）
P5 …… 事業部情報（みらいプランの活用を）
P6 …… 原水爆禁止世界大会にむけて／BOOK私のおすすめ

写真の説明は6ページ

第一経営・ぐる～ぷ1　第32回定期総会

帆を高く、変化の風をとらえて、いざ出陣！

～ポストコロナを見通して、女川復興の歩みに学ぼう～

6月16日、オンライン形式で「第一経営・ぐる～ぷ１第32回定期総会」を開催いたしました。会員の方々をはじめ97人の参加をいただきました。誠にありがとうございました。

総会では鈴木芳晴第一経営・ぐる～ぷ１代表世話人と薊喜美雄第一経営グループ代表のあいさつ、鈴木代表の活動報告が行われました。

総会のスローガンと現在の女川町の様子

活動報告では昨年度の総会が開催できなかったことから、2019年度・2020年度の活動報告、2021年度の新年度方針が提案され、新年度役員の提案も含めすべての提案が拍手で承認されました。

女川町商工会の磯辺哲也さん

新年度はコロナ対策を十分に行いながら、具体的には全県ゴルフコンペ、ハイキング、セミナー（オンラインも含む）、ブロックごとの取り組み、異業種交流組織の活動の充実、会員拡大が提案されました。

引き続いて「女川オンラインツアー」が行われ、東日本大震災から地元の努力と多くの支援で復活した宮城県女川町の復興の様子、新たに建設された女川水産加工工場の内部を女川町商工会の磯辺哲也さん、株式会社鮮冷の武田侑也さんのオンラインによる案内で訪れました。

水産加工工場鮮冷と
営業部の武田侑也さん

参加した皆様からは「小旅行の気分を味わえました」「女川に行ってみたくなりました」などの感想が出され、多くの参加者からよかったの声が寄せられました。

税務情報

令和3年（2021年）10月1日から始まるインボイス制度に関する登録申請について

令和5年（2023年）10月から消費税の計算にインボイス方式が導入されることになっています。

平成元年の消費税導入時から今日まで取引慣行や納税義務者の事務負担に配慮するという観点から、帳簿上の記録等に基づいて控除する「帳簿方式」が採用され、税負担の重さから現在年間売上1000万円まで免税制度が設けられています。平成28年の税制改正により10％への増税と食品等は8％の複数税率が導入され、複数税率の計算を正しくすることを理由として「帳簿方式」から「インボイス方式」に変えていくことが決められました。

インボイス方式とは、課税事業者が発行する「適格請求書等」（税務署に登録した番号が記載された請求書等＝インボイス）に記載された税額のみを控除することができるというものです。消費税はもともと税の累積を排除するために、売上に係る消費税から仕入に係る消費税を控除して納付税額を計算することとされていますので、その説明の通りに聞くならば当然のことであるように思えます。

国税庁のホームページや新聞等で大きく書かれていますが、インボイスを発行できるのは税務署に申請し登録された「適格請求書発行事業者」に限られます。そしてこの申請は消費税課税事業者だけが行うことができます。ここまで聞くと一つの疑問が出てきます。消費税が免税である事業者はインボイスを発行できないということです。現在の「帳簿方式」から「インボイス方式」に変わることは消費税の計算上免税事業者は100％不利になることから取引してもらえなくなるのではないか？消費税が引けない事業者との取引では相当な値引きの要請が起こるという問題が懸念されます。もしくは免税事業者が課税事業者の選択を強制されることも考えられます。このことは税法上の納税義務免除の制度がなし崩し的に否定されるような意味をもつことから、今後も多くの議論を生じることになると思います。インボイスの登録申請は令和5年3月31日までに行うことが必要とされていますので、期限までにはまだ少し時間があります。取引先との関係や、自社の状況をよく掴んだ上で判断されるべきであると考えます。

大宮事務所　税理士　西山　大輔

お客さま紹介

～地域に根ざして奮闘中～

お客様を大切にしながら、地域に根ざして奮闘している会社のなかから、今回は越谷市のhaberu（はべる）様をご紹介します。

haberu（はべる）

埼玉県越谷市赤山町1-198-1-102　　代表　藤田　希美

越谷駅から徒歩5分の所にケーキと焼菓子のお店「haberu」があります。

haberuという店名にみなさん少し不思議そうな顔をされます。甥っ子(3歳)に「ケーキ作ってきたよ。食べる？」と聞くと、ニッコニコの笑顔で「はべる!!」（食べる）…と舌っ足らずの元気な声で言ってくれたのが嬉しくて、単純ですが、この店名にしました。

向かって左が代表者　藤田　希美さん、右側はお姉さん

たくさんの洋菓子やさんが溢れる日本ですが、小さなうちからアレルギーなどでケーキが食べれない方々もいます。ショーケースに並べられたケーキやお菓子たちが、そんな方々にも安心して届けられ、笑顔につながることが出来たら…そんな思いを込めてhaberuのお菓子たちを送り出しています。

11：00から19：00
定休日　火曜日・水曜日

FACEBOOK　http://fb.haberukun
INSTAGRAM　@haberu__cake
INSTAGRAM 等作成者　佐藤　千秋さん

自分がおいしいと思える最高のスポンジに季節のフルーツをたっぷり使い、haberuのお菓子たちが一人でも多くのみなさまに迎えてもらえるように日々考えています。新作ケーキなどはインスタグラムやフェイスブックへ掲載しています。掲載翌日には、即完売となってしまうこともありますが、特別な日には「haberu」のケーキを選んでいただければうれしいです。他にないスポンジに季節のフルーツを引き立てるクリーム、一度ご賞味いただければ、きっと笑みがこぼれるでしょう。

コロナ支援策「一時支援金」受付終わる!!
新たに「月次支援金」申請開始!!

持続化給付金に続くコロナ支援策として、「一時支援金」の申請受付が終了しました。

緊急事態措置やまん延防止等重点措置において、飲食店との取引や外出自粛による売上減少率が50％を下回っていれば受給対象となりました。第一経営では、登録確認機関として登録し、県内5事務所において、面談による申請者の本人確認や必要書類の事前確認を行ってきました。総件数は209件で、うちお客様（法人・個人含む）の申請は48件でした。それ以外は近隣地域も含め外部からの依頼によるもので、多くの中小零細事業者の要請に応えることが出来ました。資料準備等ご協力ありがとうございました。

引き続き支援策として6月16日から「月次支援金」制度がスタートしています。一時支援金に比べ支援額は縮小されましたが、適用要件は同じになります。支援金額は、中小法人で上限20万円/月、個人事業者10万円/月となります。月単位での比較及び申請になります。支給要件など詳細については、担当者までお気軽にお問い合わせください。

越谷事務所　遠藤　和之